

平成24年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成24年度定期監査

(2) 監査の対象

平成23年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成24年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果と措置

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、次のとおり是正又は改善を要する2件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）
2件

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成24年10月5日 公表：平成24年10月9日	報告：平成25年3月27日 公表：平成25年4月9日

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
県立病院課	診療報酬における患者負担分に係る未収金は、県全体で前年度より減少しているが、依然として多額となっている。	未収金対策として、鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領に基づき未収金回収計画を作成し、引き続き電話督促や文書催告を行うとともに、戸別訪問により未収金回収に努めた。 また、悪質な未納者に対しては、法的措置として支払督促を行った。
大島病院	概算払旅費で、精算を失念したため重複支払をし、約3か月後に返納させているものがある。	旅費については、支払状況等を把握するために旅費管理表を作成し管理しているが、今後は概算払・精算払についての記載を徹底し、概算払の精算もれや二重払の防止を図ることとした。

